

令和 4 年 6 月 22 日決定
農業資材審議会農薬分科会

農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会設置規程

第 1 条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、農薬分科会に生物農薬評価部会を置く。

2 生物農薬評価部会は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第39条第 1 項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第 3 条第 1 項の登録、法第 7 条第 7 項の変更の登録、法第 9 条第 2 項の再評価、法第34条第 1 項の外国製造農薬の登録等に関するもの）のうち、生物農薬（法第 2 条第 1 項で規定される農薬であって同条第 2 項の規定により農薬とみなされる天敵をいう。）に関するものを処理する。